

六番川水の公園テニスコート更新工事特記仕様書

本工事の施工は、「岡山市土木工事共通仕様書（令和8年6月1日改定）」のほか、この特記仕様書によるものとする。岡山市土木工事共通仕様書は岡山市監理検査課のホームページでダウンロードできる。<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000082838.html>

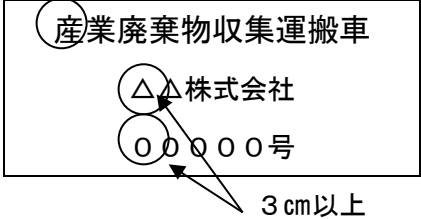
なお、岡山市土木工事共通仕様書に対する追加事項等は、下記のとおりとする。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章節条	見出し	項	訂 正 及 び 追 加 仕 様 事 項				
1	1-1	提出書類	追加	受注者は監督員が提示する土木工事検査提出書類チェック表にもとづいて必要な書類を提出しなければならない。				
1	1-1-7	工事加付作成、登録		コリンズへの登録費用は現場管理費に含まれている。				
1	1-1-12	施工体制台帳	追加	施工体制台帳の一部となる作業員名簿を作成し、監督員に提出しなければならない。（元請け及び全ての下請負人が対象）				
1	1-1-16	調査・試験に対する協力	追加	受注者は、当該工事が発注者の実施する施工形態動向調査の対象工事となった場合には調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。 受注者は、当該工事が発注者の実施する土木工事間接工事費内訳調査の対象工事となった場合には調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。				
1	1-1-22	建設副産物	4	再生資源利用計画の該当工事等 <table><tr><th>計画を作成しなければならない工事</th><th>計画に定める内容</th></tr><tr><td>次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事 1 土砂 ……………500m3以上 2 碎石 ……………500 t 以上 3 加熱アスファルト混合物 … 200 t 以上</td><td>1 建設資材ごとの利用量 2 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3 その他、再生資源の利用に関する事項</td></tr></table> 計画を発注者へ提出、説明のうえ公衆の見えやすい場所へ掲示すること。 計画提出後、発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告するものとし、計画及び実施状況の記録は工事完成後5年間保存すること。	計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容	次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事 1 土砂 ……………500m3以上 2 碎石 ……………500 t 以上 3 加熱アスファルト混合物 … 200 t 以上	1 建設資材ごとの利用量 2 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3 その他、再生資源の利用に関する事項
計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容							
次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事 1 土砂 ……………500m3以上 2 碎石 ……………500 t 以上 3 加熱アスファルト混合物 … 200 t 以上	1 建設資材ごとの利用量 2 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3 その他、再生資源の利用に関する事項							
			5	再生資源利用促進計画の該当工事等 <table><tr><th>計画を作成しなければならない工事</th><th>計画に定める内容</th></tr><tr><td>次の各号の一に該当する指定副産物を搬出する建設工事 1 建設発生土 ……………500m3以上 2 コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材 合計 200 t 以上</td><td>1 指定副産物の種類ごとの搬出量 2 指定副産物の種類ごとの再生資源化施設又は他の建設工事現場等への搬出量 3 その他、建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項</td></tr></table> 計画を発注者へ提出、説明のうえ公衆の見えやすい場所へ掲示すること。 計画提出後、発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告するものとし、計画及び実施状況の記録は工事完成後5年間保存すること。	計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容	次の各号の一に該当する指定副産物を搬出する建設工事 1 建設発生土 ……………500m3以上 2 コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材 合計 200 t 以上	1 指定副産物の種類ごとの搬出量 2 指定副産物の種類ごとの再生資源化施設又は他の建設工事現場等への搬出量 3 その他、建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項
計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容							
次の各号の一に該当する指定副産物を搬出する建設工事 1 建設発生土 ……………500m3以上 2 コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材 合計 200 t 以上	1 指定副産物の種類ごとの搬出量 2 指定副産物の種類ごとの再生資源化施設又は他の建設工事現場等への搬出量 3 その他、建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項							
			6	現場への掲示様式について 岡山市監理検査課の以下のホームページでダウンロードできる。 【再生資源利用(促進)計画様式】 https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000060684.html				

編	章節条	見出し	項	訂正及び追加仕様事項
1	1-1-22	建設副産物	6	受注者は、上表（４項、５項）に該当する資材の搬入、指定副産物の搬出が生じる建設工事については、「資源有効利用促進法」（以下「リサイクル法」という。）により計画書を作成し、監督員に提出すること
			9	受注者は、建設副産物の発生量・処理状況及び再生資材等の利用状況把握に資するために、「建設副産物実態調査（センサス）」による搬出先調査の調書を作成することとする。対象工事は、建設副産物の有無及び搬入資材の有無に関わらず、最終請負代金額１００万円以上の全ての工事とし、調書の作成については、工事完成後調査データを「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」に入力し、監督員の確認を受け、監督員から同システムによる「確認済み」の付与を受ける。また「建設リサイクルガイドライン様式確認完了のお知らせ」付与の電子メールを、紙面にて監督員に提出すること。
			7	受注者は、工事の施工にともない建設副産物が発生する場合には、「建設廃棄物処理計画書」を工事着手前に提出しなければならない。ただし、建設リサイクル法に係わる契約工事については、契約時に提出しなければならない。 なお、この様式は岡山市監理検査課ホームページでダウンロードすることが出来る。 https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000060684.html
			9	受注者は、対象建設工事の「通知」事務が完了したことを監督員に確認した後、工事に着手しなければならない。
			9	建設リサイクル法第二十一条第一項の登録を受けて解体工事業を営む者（以下「解体工事業者」という。）は、その請け負った解体工事を施工するときは、工事着手前に「解体工事業者登録票」に必要事項を記載し、解体工事現場の公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
			9	解体工事業者は、その請け負った解体工事を施工するときは、技術管理者に当該解体工事の施工に従事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、技術管理者以外の者が当該解体工事に従事しない場合は、この限りではない。
			9	受注者は、「建設業の許可票」若しくは「解体工事業者登録票」の標識に、対象建設工事の通知に伴い交付されたステッカーを当該工事の着手前までに監督員より受け取り貼付しなければならない。
			9	受注者は、工事の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに、当該順序について、以下のとおり適正に行わなければならない。 なお、解体工事の工程に係る分別解体等の方法は、手作業又は手作業及び機械作業のいずれかの方法によらなければならない。ただし、建築物の構造上その他の解体工事の施工の技術上困難な場合を除き、建築設備・内装材等及び屋根ふき材の取り外しについては手作業によらなければならない。 （１）建築物にかかる解体工事の工程は次の順序に従わなければならない。（技術上困難な場合を除く） 建築設備・内装材等の取り外し→屋根ふき材取り外し→外装材・上部構造部分の取り壊し→基礎・基礎ぐいの取り壊し （２）建築物以外の解体工事の工程は次の順序に従わなければならない。（技術上困難な場合を除く） さく・照明設備・標識・その他工作物の取り外し→基礎以外の工作物の取り壊し→基礎・基礎ぐいの取り壊し
			9	受注者は、本工事着手後、特定建設資材が新たに発生した場合、又は契約書別紙に変更が生じる場合は、速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

編	章節条	見出し	項	訂正及び追加仕様事項
1	1-1-34	工事中の安全確保	訂正	1. 安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事に用いられる仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
			追加	2. 施工の安全確保について 建設工事における施工の安全確保については、かねてよりその徹底を図ってきたところであるが、今後より一層の安全確保を推進するため、受注者は、下記事項についてなお一層の徹底を図らなければならない。 (1) 現場点検及び安全教育については、岡山市土木工事共通仕様書及び関係法令（『土木工事安全施工技術指針』、『労働安全衛生法』等）に基づき、適切な安全対策を図らなければならない。 (2) 安全対策については、施工計画書に必要事項を記載し施工時には、これを遵守するものとする。 (3) 安全巡視については、工事区域はもとより、その周辺の工事看板等の点検から仮設備、機械設備の点検確認など内容も多岐にわたることから、その工事に適した巡視項目とし、その内容を充実させるとともに、処置の必要がある場合は、適切に処置し、処理内容等を記録するものとする。 また、安全巡視者の安全教育も併せて行い、資質の向上を図りもって、施工の安全確保を図るものとする。 2. 足場の設置について 枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省、平成21年4月）」によるものとする。 なお、これにより難しい場合は監督員と協議すること。 3. 施工箇所内には現道部分があるため、交通の確保及び安全には十分配慮して実施すること。また、沿道の家屋等の車両等の出入りについては十分配慮して実施すること。 4. 歩行者等の通行スペースは常に確保すること。
1	1-1-38	環境対策	追加	1) 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工計画書に記載するとともに現場代理人は施工現場において使用する建設機械が確認できる写真撮影を行い提出するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械に貼付けてある「指定ラベル」についても写真撮影を行い提出するものとする。 2) 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械が使用できない場合は、設計変更の対象とする。 3) 本工事は家屋に近接し、また、交通車両の多い箇所もあるので、振動、騒音の防止及び交通安全については十分な措置を講じ、細心の注意を払うこと。 4) 施工ヤードは日々清掃につとめ、整理整頓すること。
1	1-1-38	グリーン購入	追加	受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号（最終改正平成15年7月）。以下「グリーン購入法」という。）」に基づき、環境物品等の購入を積極的に推進すること。

編	章節条	見出し	項	訂正及び追加仕様事項
1	1-1	産業廃棄物収集運搬車	追加	産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び書面備え付けについて 1. 表示内容 運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、以下の事項を車体の両側面に見やすいように表示すること。 ①許可業者の場合 ・産業廃棄物の収集運搬車である旨 ・許可業者の氏名又は名称 ・統一許可番号（下6けた） ②自社運搬の場合 ・産業廃棄物の収集運搬車である旨 ・事業者の氏名又は名称 例)  ※マグネットシートなど、着脱可能な表示でもよい。 2. 備え付ける書面の内容 運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、当該運搬車に以下の書面を備え付けておくこと。 ①許可業者の場合 ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）（なお、電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又はこれらの電子情報） ②自社運搬の場合 ・「氏名又は名称及び住所」、「運搬する産業廃棄物の種類及び量」、「産業廃棄物の積載日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先」、「運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先」を記載した書面（マニフェストを使用してもよい）
1	1-1-43	官公庁等への手続き等	1	受注者は、騒音規制法又は振動規制法に基づく特定建設作業に該当する作業を実施する場合は、作業開始の7日前までに特定建設作業実施届出書を当市環境保全課に届けなければならない。
1	1-1-48	保険の付保及び事故の補償	追加	労災保険の加入確認について 工事着手日までに最新の労災保険の加入が確認できるもの（労災保険概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し（受付日付印のあるもの。）、労働者災害補償保険加入証明書の写し又は労働保険事務組合領収書の写し等）を提出しなければならない。
1	1-1	工期	追加	本工事は、「岡山市週休2日工事（発注者指定型）実施要領（令和8年8月1日）」の対象工事である。工期は、準備、跡片付、雨天、祝日、工期が夏期にかかる場合は夏期休暇、工期が年末・年始にかかる場合は年末年始休暇、工事完成検査のための2週間及び週休2日等を見込んでいる。 工期は、令和9年3月31日（工事完了期限日）としている。ただし、週休2日を達成するためには、原則、工期の14日前（工期内工事完成検査）までに工事完成通知書の受理を受けなければならない。

編	章節条	見出し	項	訂 正 及 び 追 加 仕 様 事 項
1	1-1-25	工事完成検査	追加	受注者は、契約工期（終期日）の14日前までに工事を完成させ、設計図書及び岡山市土木工事共通仕様書「2 施工管理編」にある工事施工管理基準等に基づく各種測定・試験結果、工事記録写真、出来形管理資料、品質管理資料、工事関係図及び工事報告書等の全ての工事関係書類を監督員へ提出して、工事完成通知書の受理を受けること。 なお、工事完成検査については、工期内に岡山市監理検査課による検査を受けること。 工事完成通知書は工事 終期日の14日前までに 提出すること。 工 事 終期日 ※工事完成通知書の提出は、工事記録写真、出来形管理資料、品質管理資料、工事関係図及び工事報告書等の全ての工事関係書類が完成していること。 工 事 の 完 成 工事完成検査 14日前まで 工 期

編	章節条	見出し	項	訂 正 及 び 追 加 仕 様 事 項
		ウィークリースタンスの推進		受発注者が協力・協働し、建設業界の働き方改革に取り組むことを目的とし、下記に列記するウィークリースタンス実施項目に取り組むものとする。（災害対応等の緊急を要する場合は除く。） 1 時間外に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。 （１）勤務時間外の打合せの設定は行わない。 （２）施工時間外の立会の設定は行わない。 （３）資料作成依頼を正規の勤務時間外に行わない。 2 土日等の休日に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。 （１）金曜日（休日前）に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日（休日明け）を期限日としない。 3 受発注者間のパートナーシップの的確な運用による円滑な施工に繋げるよう留意する。 （１）ワンデーレスポンス（受発注者からの発議を受領した時点から 24 時間以内に回答。期間内での回答が難しい場合は回答期限を回答。ただし土日等の休日は期間から除外する。）を徹底する。 （２）発注者は、必要に応じて三者会議を開催する。 （３）現地状況が異なる場合等にあたっては、受注者と遅滞なく協議・調整する。協議等にあたっては、現地、WEB 会議等により効率化を図る。 （４）「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン」を遵守し、円滑且つ適切な手続きを行う。

【第2編 材料編 第1章 一般事項 関係】

編	章節条	見出し	項	訂正及び追加仕様事項
2	1-1	材料伝票	追加	本工事に使用された工事材料について、その伝票類を整備すると共に、工事完了時に提出（原本）しなければならない。但し、監督員の承諾を得た工事材料についてはこれを省略することができる。

【第2編 材料編 第2章 土木工事材料 関係】

編	章節条	見出し	項	訂 正 及 び 追 加 仕 様 事 項			
2	1-2	工事材料の品質	追加	受注者は、下記の工事材料については、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を所定の様式（各種使用承諾願等）に添付して事前に監督員に提出し、監督員の検査（確認を含む）を受けなければならない。			
				区 分	確 認 材 料	確認方法	現地確認頻度
				その他	人工芝	資料、現地立会	初回及び適宜

【第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 関係】

編	章節条	見出し	項	訂 正 及 び 追 加 仕 様 事 項						
3	1-1-4	監督員による検査（確認を含む）及び立会等	6(1)	表１－１段階確認一覧表において、下記の項目を追加する。 <table><tr><th>種 別</th><th>細 別</th><th>確認時期</th></tr><tr><td>人工芝張替工</td><td>砂入り人工芝工</td><td>人工芝敷設前</td></tr></table> ライン計画上に水系等を張り、凸凹が7mm以内であることを確認する。	種 別	細 別	確認時期	人工芝張替工	砂入り人工芝工	人工芝敷設前
種 別	細 別	確認時期								
人工芝張替工	砂入り人工芝工	人工芝敷設前								

2 施工管理編 [5] 保安施設設置基準

編	章節条	見出し	項	訂正及び追加仕様事項
		週休2日看板		※工事看板 掲示例 標記内容については、以下を参考とすること。
		中東情勢の変化等による建設資材の設計変更について		1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更の対象となる工事である。 2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。 ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合 ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合 ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む） 3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。